

## 陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	2 3 4 6	受 理 年 月 日	令和4年1月17日
件 名	民間保育園等職員の給与等運用事業補助金再構築の慎重な審議等		
要 旨	<p>2022年1月12日に教育福祉委員会に提案された民間保育園等職員の給与等運用事業補助金再構築後の制度の骨子は、現行の保育士の給与水準は、全体として維持・充実しうる予算額を確保するとしながら、実際には経験年数11年までの昇給財源しか保障しない、必要保育士数の8割しか正規職員を保障しない、給食室職員の保障は3人まで、うち一人は非正規単価での保障などと水準を引き下げており、到底今までどおりの保育士給与や職員体制を保障することができないものになっている。</p> <p>そもそも民間保育園等職員の給与等運用事業補助金は、全市統一の給与表を策定し、公立で働いても民間で働いても可能な限り同じ待遇を保障するために作られた制度である。京都市の保育実施義務（児童福祉法第24条第1項）を民間に委託して実施するうえで、公立でも民間でも等しく質の高い保育を子供たちに保障するため、当然に必要であると判断したからこそこの制度である。</p> <p>京都市は、その制度（プール制）を10年前に、一部を保育サービスで評価し、ポイントで加算する仕組みに変え、給与表をモデル給与の扱いとして使途制限を弱めた。その結果、各保育園では、他職種の待遇改善や施設修繕の積立といった他の必要な支出にも充てていたものと思う。そして、京都市は使途を把握してこなかった。ところが、保育士の待遇改善以外に用いるのは問題であると各園に責任転嫁し、大幅な補助金削減をしようというのが今回の提案である。</p> <p>削減後に他職種の待遇改善や施設維持のための補助をどうするのか、どれだけの額が削減され、どれだけの園が影響を受けるのか、そのための経過措置はないのかなど、示された骨子では全く分からぬ。京都市は速やかに全容を示して具体的な説明をするべきである。また、前回の上記プール制の改定の際には、有識者による検討委員会が持たれている。制度の改定を進めるのであれば、有識者はもちろん、現場の声をしっかりと反映する仕組みを検討するべきである。</p> <p>くわえて、毎年の年度末と4月は卒園、進級、新年度準備と、保育現場は一番慌ただしい時期である。保育現場に更なる負担と混乱を持ち込まないよう、性急な導入は認めず、様々な論点を十分に検討し、慎重に審議することを求める。</p> <p>ついては、民間保育園等職員の給与等運用事業補助金制度の再構築については、本年4月の実施を前提とせず、有識者等による検討委員会の設置を含め、慎重に審議することを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	教育福祉委員会		